

佐賀市国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療制度に 加入されている方へ

■入院時の医療費の支払いに大変便利な『限度額適用認定証』についてご案内します。

◎限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)とは

入院された時に、被保険者証と一緒に、この「限度額適用認定証」を提示すれば、実際に支払う金額(保険診療分)は、自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますが、この場合は、自己負担限度額までのお支払いとなるだけでなく、入院の際の食事代の減額も受けることができます。



◎限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が交付される方

限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、次のような方に交付されます。

加入している保険制度	区 分	交付される認定証
国民健康保険	70歳未満の方で住民税課税世帯	限度額適用認定証
	75歳未満の方で住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
長寿(後期高齢者)医療	住民税非課税世帯	減額認定証

注意!! 次のような方は、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額までの負担となります。

- ・国民健康保険に加入されている方で、70歳から74歳までの方のうち、現役並み所得者世帯(3割負担の世帯)や一般世帯に該当される場合は、被保険者証と高齢受給者証を提示してください。
- ・長寿(後期高齢者)医療制度に加入されている方のうち、現役並み所得者世帯(3割負担の世帯)や一般世帯に該当される場合は、被保険者証のみ提示してください。

◎限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を使った場合、病院に支払う金額

病院に支払う額(自己負担限度額)は、下記の表のとおり、被保険者の年齢、被保険者の属する世帯の所得によって異なります。

70歳未満の方		70歳以上の方	
一般世帯	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、その超えた分の1%	一般世帯	44,400円
上位所得者世帯	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合、その超えた分の1%	現役並み所得者世帯(3割負担の世帯)	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、その超えた分の1%
住民税非課税世帯	35,400円	低所得者II	24,600円
		低所得者I	15,000円

◎限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けるための手続き

「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」の交付を受けるには、本庁保険年金課、または各支所の保健福祉課の窓口、「被保険者証」と「印鑑」を持参し、申請をお願いします。

※70歳未満の被保険者の方については、国保税を滞納している場合、交付されません。

※認定証は、申請月から有効となりますので、ご注意ください。

本庁 保険年金課

◎国民健康保険に加入されている方
給付係

☎40-7271 FAX40-7390

問い合わせ

◎長寿(後期高齢者)医療制度に加入されている方
後期高齢者医療係

☎40-7274 FAX40-7390

または各支所保健福祉課